

令和6年度 第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和6年6月26日（水）

	令和6年度 第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和6年6月26日(水) 午後2時～午後4時	
場所	杉並区役所中棟4階第2委員会室	
出席者	委員	井上、小笠原、石井、正木、松枝、平井、内山
	条例第13条による出席者	
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備課長 建築課長 土木事務所長 狭あい道路整備推進係長、整備推進係主査 事務局
傍聴	なし	
資料	事前	・開催通知 ・次第 (1) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿 (2) 令和5年度第2回議事録 (3) 令和5年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況(暫定版)
	当日	(4) 重点整備路線の取組み (5) 整備地区の取組み (6) 方南一丁目地区防災まちづくり通信 第16号 (7) 電子申請について
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 令和5年度実施状況報告(暫定版)について (2) 令和6年度の取組みについて 3 その他 (1) 電子申請について (2) 委員任期について 4 閉会	

令和6年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 皆さんこんにちは。定刻前ですが、皆さんおそろいのようなので、令和6年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきたいと思いをします。

まず開催に先立ちまして、令和6年度の人事異動に伴う新しい職員を私からご紹介させていただきます。

初めに、建築課長の味山佐和子でございます。

建築課長 今年度から建築課長になりました味山と申します。よろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 狭あい道路係長の奈良利正です。

狭あい道路係長 どうぞよろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 狭あい道路整備推進係長の太塚善雄でございます。

狭あい道路整備推進係長 太塚です。よろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 整備係主査の尾崎浩司でございます。

整備係主査 整備係主査です。尾崎です。よろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 そして私、狭あい道路整備課長の友金でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、令和6年度の第1回目となりますので、区長を代理して、杉並区土木担当部長の土肥野よりご挨拶申し上げます。

土木担当部長 皆さんこんにちは。土木担当部長の土肥野です。

今日はお忙しい中、協議会に参加いただきましてありがとうございます。また、日頃から狭あい道路の拡幅整備に多大なるご協力を頂きましてとても感謝しております。どうもありがとうございます。

本日は令和5年度の狭あい道路拡幅整備事業の実施状況の報告と、令和6年度の重点整備路線等に関する取組について説明させていただきます。

拡幅整備の延長につきましては、令和2年度から減少傾向が続いている状況ですけれども、何とかコロナ以前の状況まで持っていきたいと考えております。

また後ほど担当者から説明いたしますけれども、協議申請者の利便性の向上と事務の効率化を図るため、事前協議の電子申請を10月から実施する予定で準

備を進めているところです。

今後も狭あい道路の拡幅整備事業がさらに前進していくよう、職員一丸となって頑張ってもらいたいと考えてございますので、ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。本日はよろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 それでは、会長に協議会の開会、議事の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

会長 こんにちは。それでは、令和6年度第1回の協議会をこれから開催したいと思います。

議事に先立ちまして、事務局から何かご報告があれば。

狭あい道路整備課長 本日は委員7名全員が出席してございますので、この協議会は有効に成立しております。

また、協議会記録のため写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 今日の議事録の署名委員ですが、〇〇委員にお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

傍聴の申出はあるでしょうか。

狭あい道路整備課長 傍聴の申出はございません。

会長 分かりました。

では、これから議事に入りたいと思います。

お手元の次第に議事が2つあると思うのですが、令和6年度ということで、これから事務局にご報告をまずしていただきたいと思うのですが、(1)の令和5年度の実施状況をご報告いただいた後に、皆さんから質疑、ご不明な点などありましたらご意見を頂いて、それが終わった後、次の令和6年度の取組についてと、追って進めさせていただければと思います。

それからあと議事とは違うのですが、その他というところで、項目は書いていないのですが、先ほどありましたように電子申請の取組を新たに区で始めたいということがあるようなので、それのご報告をその他の中でやっていただければと思います。

そんな内容が今日の予定ですが、項目的には皆さんよろしいでしょうか。

では、これに沿って進めさせていただきます。

では、議事の(1)の「令和5年度の実施状況の報告について」、よろしく

お願いします。

狭あい道路整備課長 それでは、令和5年度の実施状況につきまして、私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

席上に冊子を配らせていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思いますが、最初にお配りした資料の確認をさせていただければと思います。

最初に協議会の次第が1枚ございまして、次に協議会の委員名簿、その次に「令和5年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況（暫定版）」ということで冊子になっております。最後に前回の令和5年度第2回の協議会の議事録をおつけしてございます。

議事録につきましては事前に配付させていただいております。ご確認いただきましたでしょうか。異議なければこれで確定ということとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長 よろしいですか。では、今日配付の案で、議事録については確定ということでよろしく願いします。

狭あい道路整備課長 それでは、冊子のほう「暫定版」と記載してございます。まだ決算が終わっていないものですから、一応「暫定版」という形にさせていただいております。決算議会後にこの「暫定」というところを消したいと思っておりますので、また微修正があるかもしれないので、ご了解いただければと思います。

まず1ページの「拡幅整備の取組」状況についてです。

令和5年度の拡幅整備件数は、記載どおり518件、整備延長としましては5,994メートルでございます。近年、コロナなど社会情勢の影響が多分にあると考えておりますけれども、建て替えによる整備件数が減少しております。整備延長の1万メートルが遠い目標となっております。

その下段の「折衝による拡幅」でございますが、折衝件数につきましては287件、拡幅整備件数は35件、昨年度より増加いたしましたけれども、整備延長については327メートルと延長的には減少してございます。たまたま1件当たりの延長が短かったためだと考えております。

今年度も引き続き、折衝による拡幅整備延長を伸ばすべく取り組む予定で、詳細につきましてはこの後の、今年度の取組の中でまたご説明させていただきます。

次に、2ページの折れ線グラフを御覧ください。コロナ禍以降は整備件数自

体が減少傾向にあるという状況が見て取れると思います。

次の3ページが、拡幅整備総延長と整備率のグラフになってございます。昨年度末で262キロの拡幅整備を終えて、整備率は42.7%という状況になってございます。

続いて4ページ「(2) 支障物件の取組」についてです。昨年度11件の支障物件に対応いたしました。そのうち2件について区の働きかけなどにより、下に写真がございませけれども、撤去例の写真のとおり、花壇等を撤去して拡幅整備を行ってございます。

駆け足になりますけれども、5ページ「(3) 電柱移設の取組」です。狭あい道路の拡幅整備に伴い、令和5年度までに、累計で2,044本移設依頼を出しまして、そのうち1,757本の電柱の移設が完了してございます。円滑な通行のための道路を拡幅することができたと考えてございます。

「(4) 助成制度の取組」については記載のとおりで、令和5年度は441件、約5,800万円の助成を行いました。

その下のグラフは、青色が建て替えによるセットバック時の助成金で、緑色の建て替えを伴わない区からの働きかけによる場合の助成金との割合を示しております。例年約6割が区の働きかけ、折衝による拡幅整備への助成となっております。今後もこの助成制度を活用して、新たな重点整備路線の拡幅整備等を推進していきたいと考えております。

次に6ページ「(5) 重点整備路線の取組」を御覧ください。重点整備路線につきましても、この後の2番目の議事の中でもご説明しますので、私からは簡単に資料に沿って説明させていただきます。

令和4年度末に重点整備路線⑤、⑥、⑦を追加しておりますので、今回一覧表に加えておりますけれども、5年度末の時点で重点整備路線①から④については件数ベースの成立は52.1%、これは下の「合計」のところで「①～④」の数字を見ていただければ52.1%。それから、新しく指定した⑤から⑦については、件数ベースの整備率が49.2%となっておりまして、全体で①から⑦の件数ベースの整備率は50.5%となっております。

また7ページの表は、件数ベースではなくて、こちらは延長ベースのパーセンテージとなっております。重点整備路線全体の①から⑦の延長ベースでの整備率は44.8%となっております。「合計」の一番下の「①～⑦」が44.8%なのでございますけれども、令和4年度のが一段抜けているので、補足したいと思います。

す。

路線の⑤から⑦につきましては、指定が令和4年度末の3月ですので、その状況から見ていただければと思います。

8ページの支障物件につきましては昨年度と大きく変わってはいませんが、3号路線で1件解消しておりますのは、資料の4ページ「支障物件の取組」の中で全体の数字をお示ししておりますけれども、この中で11件取り組んで2件是正ということになっておりますけれども、この中の1件がこの3号路線の1件ということでございます。

その下の助成金の2件、697万円につきましては、5ページの助成金の支出割合のグラフで茶色の12.1%を示しているところの内訳の数字ということでございます。

最後の9ページですけれどもこれについては協議会の運営について、皆様出席されているのでご存じのとおりですけれども、記載のように2回の開催状況を記載してございます。

令和5年度の実施状況の報告については以上でございます。

会長

ありがとうございました。

令和5年度のこういう成果がありましたというご報告ですが、これに関していかがでしょうか。ご質問、ご意見、もしあれば。

印象から、全体的に件数が減ったりとか、あるいは整備延長が短くなっているのですが、予算額はむしろ横ばいが増えている傾向がいろいろ見えるのですが、これはこの間の工事単価が上がっているというような、令和5年に発注ですから、影響はあるのかなと思って。単価の上昇があるのでしょうか。

狭あい道路整備課長 労務単価、資機材の単価の上昇はおっしゃるとおりです。

整備件数については、確認申請がほぼ横ばいぐらいなのですが、それに対して建て替えに伴う整備の件数がそれ以上に落ちているのです。ですから、事業開始から40年たって新たに下がるというところが減ってきている感じを受けています。

会長

要するに、建て替えに伴ってこれまではかなり前面道路の拡幅整備に助成とかいろいろしながら成果が上がってきているのだけれども、去年だけという傾向ではないのでしょうかけれども、建て替えに伴う後退拡幅整備というのが少し減り気味という。逆に言うといいことですがけれどもね。

いかがでしょうか。ご質問があればぜひ。

委員 4ページの「支障物件の取組」というところがございますが、主な相談内容で自動販売機というのが書かれておりますが、なかなか自動販売機というのは業者との関係で難しいと思うのですけれども、この自動販売機の取組についてうまくいった例というのはあるのでしょうか。

狭あい道路整備課長 全体を把握していないのですけれども、私が知る限りでは、2号路線のマクドナルドの先にある自動販売機について撤去の話がまとまりかけたのですけれども、結果、最終的には撤去できなかったという経過は承知しております。なかなか難しいと感じています。

委員 阿佐ヶ谷の駅前が、確かに自動販売機が置いてあって、なかなか通行が困難なところもあるのですけれどもね、難しいですよ。

推進係主査 推進系の諸岡と申します。よろしく願いいたします。

昨年度の実施状況のときに、写真でも載せているのですけれども、同じページの昨年度の実施状況のところでは1件支障物件の撤去ということで、コインパーキングの前のところで自動販売機があるのですけれども、ここのが一応なくなっているというのは、経緯的なものは分からないのですけれども、そういう事例はあります。

委員 なるほどね。何か見たような気もするな。うまくいった例ですかね。

会長 自動販売機も1本売れたら幾らと地主さんに入りますから、非常に売れる自動販売機と、ほとんど利益を生まない、多分、そういう経済的な価値が違うのでしょうか。物によってはさっさとご協力いただけるかもしれないのですけれども、なかなか利益を生んでいる自動販売機は難しいかもしれない。

委員 あと、想像ですけれども、植木鉢というのは簡単に移動してくれるのですけれども、注意すると移動してくれるけれども、その後また植木鉢を出して置いているということはないのですか。何かそういうのを見たことがあるのですけれども。

狭あい道路整備課長 よく商店街でも、お店の販売、道路に出て、あれは取締りを警察と一緒にやるのですけれども、そのときはきれいになるのですけれども、また日にちが変わると出くする場合もあって、これも多少、そこまではいかないにしてもあるかもしれないです。

委員 拡幅整備の件数が少し減少傾向にかかってきたという話なのですが、見通しとしては今後も横ばいしないし少し下がっていくような想定をされているのでしょうか。

狭あい道路整備課長 過去3年間の実績を見るとそうなのですけれども、今年度は去年と比べると、出だし、4月、5月は去年よりは協議件数が増えているので、まだ2か月ですけれども、今のところ去年よりは増えるのではないかなと、現時点では見えています。

委員 想定としてはこのグラフのようにしばらくまた伸びが続いてパーセンテージが上がっていくという。

狭あい道路整備課長 そうですね。最低でも6,000~7,000メートルは伸ばしたいなと思っています。

委員 ありがとうございます。

それとあともう1点、5ページ目の(3)電柱等の移設ですけれども、未了件数というのがあって、例えば前年度の令和4年度ですと43件工事でできていない部分があるということですのでけれども、これは令和5年度に送られて、この176件の中にこの43件が含まれるという理解でよろしいのでしょうか。

狭あい道路整備課長 これは年度ごとで単独になっていますので、含まれません。

この43は、現時点ではまだ43ですけれども、来年になるとまた減る可能性がございます。電柱の移設には結構時間がかかりますので、この3か年ぐらい、令和3年、4年、5年については、今後、未了件数の数字が減っていく可能性がございます。

委員 そうすると、この未了件数で単年度ごとのここの報告があるものについては、これ以降の年度に関しては把握していないと。

狭あい道路整備課長 完了したものの報告が来るということですね。

整備係主査 完了なのか、設計中であるとかという回答をNTT等から頂いています。

委員 移設の申請をすると、年度はかかるにせよ完了されていくという理解でよろしいですか。

狭あい道路整備課長 完了されていくのですけれども、恐らく100%には行かないですね。過去の平成20年代を見ても分かるように、パーセントからすると数パーセントですか。

委員 どうしても構造上ここに電柱がないと困る場合とか。

狭あい道路整備課長 構造上というか、移設先の地権者の承諾が得られないためです。

委員 分かりました。ありがとうございます。理解しました。

会長 ということは、この表の年度ごとに書いてある数字は、その年度のシンプルに依頼が何件あって、その年度内に完了したものが何件だと表記していることですね。

狭あい道路整備課長 年度内にとにかく終わったものです。ですから、申請件数は変わらないのですけれども、完了と未了件数は今後新しいものについては変わってくる可能性があります。

会長 だから、累計でむしろ見たほうが正確なのでしょうね。

整備係主査 右側の累計の列が一番今の状況を把握できる数字ではないかと思います。

会長 表しているということですね。

未了が287件現時点ではあるということですね。

委員 電柱の事業者にとっては、下がるのは全然何もメリットがないのですよね。邪魔だよと言われるから下がらないといけないと思っているけれども、逆に電線を使っている人から移そうが何しようがあまりいいところがないので、よほど条件が整ってこないとなかなか進捗しないというのは何となく分かる気がします。

狭あい道路整備課長 区道については、道路管理者として依頼し、私道については電柱管理者にご協力いただいているというような形ですけれども、構造とか電柱管理者というよりも、地権者の了解が得られるかどうかというところが大きい。

ですから、うちの事前協議においても、セットバックした場合には電柱も動かすのですよという確認を取っているのですけれども、持ち主が変わったりとか転売されて、新たに住んだ方が近づくのは嫌だと言われる場合がごくまれにある。

委員 今おっしゃっている2項道路でセットバックしたときに、電柱の後退を拒否することが可能なのですか。そのセットバックした部分は道路になるわけですね。

狭あい道路整備課長 区道の場合は道路になりますけれども、私道の場合だと、土地所有者は個人になります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 この未了件数のかなりの多くは、傾向としては私道が多いという事でしょうか。

狭あい道路整備課長 そこまでは数字を把握していないですけれども、いずれにしても原因は地権者というか、電柱の前のお宅が承諾しないというパターンです。

会長 ほか、どうでしょうか。

委員 この助成制度の関係で、先ほどご説明いただいた、まず5ページの(4)のところ、令和5年度で初めてオレンジ色の折衝部分が出てきて、これは助成

金を支払った、助成制度利用したものの中で重点整備路線ものだったのが全体の12.1%を占めていると、そういう意味。その12.1%の内訳で幾ら支出したのが8ページの(3)の助成金で、697万円で、件数がここに出ているのですけれども、この5ページに出ている助成金の活用箇所の例というのは、これは重点整備路線ではない。

推進係主査 これは重点整備路線ではないです。

委員 別のところですね。

こうやって拝見すると、下がって、要は新しい壁になっていて、その分の助成金は、この壁を造る費用とか、測量とか、そういう費用は全部一部出る。

推進係主査 そうです。一応、この写真の箇所が整備地区になるので、基本的には重点整備路線と同じような割合の助成ができますので、塀の撤去については全額助成対象になります。

委員 そうすると、結構これだけ出してこんなにきれいになるのだったら、これを活用して重点整備路線の人たちはどんどんやっていったらいいのにとか素人的には考えるのですけれども、そういうわけにはなかなか。面積が、後退しなければいけないのを分かっているけれども、このまま使いたいほうが先に気持ちが優先されるので、こんなにきれいになってもなかなか下がりはないという、そういう状況ということですか。

推進係主査 そうです。

委員 これは、重点整備路線の人たちにこれを持って行って「こんなにきれいになります」とか言ってもなかなかそうならないものなのですかね。

狭あい道路整備課長 持ち出しがなければ下がっていただけるパターンが多いのです。

狭あい道路に限らず、危険ブロック塀の撤去・移設については助成を出しています。本当に手厚く、ほぼ負担のないようなぐらい出しているのですけれども、全部直接区が支払うのではなくて、一旦負担していただいたものを出しますので、なかなか何百万というお金を一時払うというだけでもハードルになる部分があって、塀だけならあれですけども、またそれに付随していろいろ出ない部分の工事とかが含まれると、なかなか難しい。「一切出さないのだったらいいよ」と言われるところがあるのです。だからちょっと微妙で、ついでに塀を建て替えたいからという方も確かにいらっしゃいます。

委員 かかっている路線のところの塀は助成が出ますけれども、家の全部を囲う、この路線にぶつからないところはもちろん自分でということなので、別でとい

うことなのですよ。そうすると、ここだけやる人はあまりいないのですかね。ぐるっと回っていたら、一緒にやらないとあまり意味がないということなのですかね。

これだけぱっと見たら、こんなにきれいに整備されるのだったら、すぐやればいいのかという気になってしまうのですけれども。

狭あい道路整備課長　なので、結構そういう意味で緑色の部分が半分以上、青色の建て替えに伴うほうは500件近くでこれぐらいなのですから、こっちは30件でこれだけ塀の建て替えとかに補助を出していますので、金額は相当出しています。

お互いにウーンウーンになればいいのですけれども、危険ブロック塀を改修して、さらに例えば1センチ、2センチ引っかかっているから建て替えしたいわという相談もあるので、そういうところはなかなか難しくて。どこが当たってどこまで直すか。片方は2項ではないとなると、協議の途中でやめておくわというパターンも。

委員　最後まで行き切らないということですかね。

狭あい道路整備課長　ご相談はいろいろさせていただいています。

委員　完了まで持っていくのは、よほど何かの理由がないとなかなかそこまではたどり着かないということになるわけですかね。

委員　何かそこでネックになっている事柄はありますか。

推進係主査　助成金は出すのですけれども、先ほど友金課長から申したとおり、最初に1回全部負担していただかないといけませんので、その額が500万とか600万とか、一気に口座から出てしまうと、それが戻ってくるのも工事が全て終わって完了確認でき、なおかつ会計の手続とかを含めると工事完了後からプラス2か月後ぐらいになってしまうので、その間に口座にお金がなくなった状態になってしまう懸念もあります。

委員　資産として現金として手持ちがないという方もいらっしゃるでしょうし。

推進係主査　よくご相談を受けるのは、最初から助成をもらえるのだったら最初から区で払ってよというのを受けるのですけれども、今の制度上それができない状態です。

委員　何か貸付の制度などあったりするのですか。ないのですかね。そういうのがあるだけで、また整備率が変わってくるのだったら。

会長　それは、例えば助成金制度があります。では、やりましょうかと。やるかどうか検討したいので、計算を積算、大体どんな工事費で、除却費が幾らで、作

るお金が幾らで、500万で済むと。このうちに、区の助成金が350万出るのか、450万出るのか、それは割と早い段階で権利者にアナウンスはできるのでしょうか。

そうすると、500万借りるのだけれども、450万は自分でやらなくても、区が後で補填してくれるから、最終的には、自分が例えば50万だけでいいのだったら考えようかという、その辺が50万なのか80万なのか100万なのかが、最初の段階で読めるかどうかという。それ以上のオプションの工事が出たら別ですけども、そこはどうかですか。結構最初の段階で助成額というのがあって、できるのででしょうか。

推進係主査 相手方から工事をやるために、まず業者さんに見積りを取っていただいて、その見積りを頂いて、そのうちの幾らは助成できますよという提示をしますので、その金額を見ていただいて拡張工事を進めようかということになれば、いろいろ承諾書とかを頂くようにしていますので、そのワンクッションはあります。

会長 その段階ではもうある程度リアルに分かるわけですね。

推進係主査 そうですね。

会長 その業者に見積りを出す段階というのは、そこまでやると、かなりの方はやられるような気もするのですけれども、その業者に見積りを出すかどうかというのが心配な部分なのですかね。

推進係主査 そうですね。立会いを2回しています。最初にまず現地を見させていただく立会いをさせていただいて、大まかにこれは助成対象ですねとか、そういうようなお話をして、その後に後退線の測量を区でさせていただいて、その線が出た後に、正式にまたこれが当たってしまうので、そのときに申請者さんからお願いをした工事業者さんも一緒に立会いをさせていただいています。そのときにこういう見積りをしてくださいという説明をして、その見積提出後、それに対して助成対象金額を提示して申請者さんにどうするかという判断をしてもらっている状態です。

委員 ちなみに、その見積りの妥当性、多分塀の工事ぐらいだったら相見積もりを取るなどはしないと思うのですけれども、その辺の金銭的な妥当性みたいなのはどういう感じで見ているのですか。

推進係主査 そうですね。拡張工事が狭いのにこんなにかかるかなというのは、その見積り算出のときに見させてはいただいています。

委員
会長

ありがとうございます。

そういう事業に、今おっしゃったようにかなり魅力的な事業だと思うのですよね。だから、その辺うまく、取り込んで受ける仕組みというので、何かそういう発注だとかその辺のプロセスを、権利者の立場に沿って、少し分析されてやると、もうちょっと上がるような気がします。

もう1つは、こういう助成制度というのは、よくあるのですけれども無限に出るのかという。要するに、50年たっても、この地区ではあるいはこの路線では出るのかという、そういう意味でいうと時限を限る。例えば10年とか、この10年間だったらこういうお金が手厚く出ます。だけれども、それを逃すともう出ませんよと。だから、この間にかなり頑張ったらどうでしょうかみたいな、助成制度の仕組みを、今の制度はあるのでしょうかけれども、それを少し検討してみるというのも。10年なのか、15年なのか、20年なのかあると思うのですけれども、何かそういうのもあるような気がするのですよね。

重点路線とか整備地区を今やっていますけれども、あと5年10年たったら違う地区に広げていったほうが、区としても成果が上がっていくわけですよね。そうすると未来永劫ここにずっと区の資源を投入するかどうかというのも、地権者に考えてもらう意味では、有期制の制度に少し検討されるというのもあるような気がします。

狭あい道路整備課長 先ほどお話しした危険ブロック塀での事業も時限的な助成制度にしていますので、連動して期限を区切ってやっていくようになると思います。

会長

重点整備路線はこの後の、令和6年で詳しくご説明いただけるということですよ。いかがでしょうか。令和5年度の実績についてご質問等はよろしいでしょうか。

では、令和5年度の実績についてはご報告を受けたということで一旦締めたいと思います。

続きまして、令和6年度の実績について、これは資料が机上にないのですが、それも含めてご説明いただけますか。

狭あい道路整備推進係長 説明させていただきます。整備推進係の大塚と申します。

紙資料はございません。モニターと、あと手元のところで、同じ画面が映るような形になりますから、そちらを見ていただいて、ご説明させていただきます。

それでは、早速説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

私からは、重点整備路線の取組と、その後、整備地区の取組をご説明させていただきます。

まず、重点整備路線の取組からご説明させていただきます。

重点整備路線は、お手元の図に示したました1号路線から7号路線が指定されております。今回は、1号路線から7号路線まで順を追って、最近の取組などをご説明させていただきます。

最初に重点整備路線のご説明をいたします。

1号路線は、阿佐谷南一丁目に指定されておりました、全体で路線に35の敷地が面しております。このうち、令和5年までに20の敷地の整備が完成しております。まだ完成されていない、建て替えを要する敷地や自主整備などによってまだ拡幅整備できていない敷地が、図の中で青色の敷地になります。ですから、塗られていないところは整備済みということで、今回は整備になっていないということで、これからもそうですけれども、青色の敷地として明示させていただいています。

現在、重点整備路線の中で、黄色で示した敷地、緑色で囲ったところは、今進行している場所になります。その場所が、この写真の場所になります。この敷地につきましては、北側と東側ともに区道の2項道路に接している角地になります。

平成28年度に重点整備路線として指定されているのですけれども、その当時から折衝している箇所になります。後退用地に、塀とL形はそのまま塀のほうがおおむね下がっているのですけれども、その後退用地に花壇とかプランターとかが置かれておまして、それをどけていただくということで、L形を下げる拡幅整備ができないかということでお話ししています。

令和5年度に改めて現地立会いをさせていただきまして、協議者と設計者と話をし、具体的な助成工事について説明させていただきまして、今年度になりましても協議者とさらに拡幅整備の内容を説明して、理解いただけるように話を進めているところです。

以上が、重点整備1になります。

次に、重点整備路線2ですけれども、阿佐谷南一丁目に指定されておまして、阿佐ヶ谷駅の南の中央線に平行した私道になります。商店街ということで、かなり立ち並んでいるという形になりますけれども、特に今年度とか昨年度は建築をすとか、そういう動きはございません。今のところは、この2号

路線については特にご相談とかはありません。

次に、重点整備路線3号になります。阿佐谷北五丁目に指定されておりまして、全体では62敷地が路線に面しています。このうち、令和5年までに35の敷地の整備が完了しております。また、先ほど説明しましたけれども、拡幅されていない土地が青色で表示されておりまして、27敷地が残っております。

その中で、現在建て替えを伴わない箇所として進捗しているのが、一番南側になりますけれども、下で緑枠で囲った3号路線の入り口に当たる部分になります。そのほかの黄色いところが表示されているのですけれども、そこは建て替え等で協議になっているというところを示しております。

これが、その場所になります。これは、この前の協議会でもご説明させていただきましてけれども、3号路線の入り口になっていまして、北側に区道の2項道路、東側は幅員5.45メートルの1項1号の区道に接している角地になります。敷地は道路面より50～60センチ高くなっております。こちらにつきましても、現在、拡幅整備に向けて協議者と調整しているところです。

なお、敷地の西側の区道沿いは拡幅整備がないのですけれども、市街地整備課で行っています危険ブロック塀の助成を受けて、既存ブロック塀の更新を計画しているところです。

次に、重点整備路線の4号になります。久我山三丁目に指定されておりまして、全体で51敷地が路線に面しております。このうち、令和5年までに27敷地の整備が完了しております。残りは24敷地ということで、青色で表示されております。現在、建て替えを伴わない箇所として進捗している場所が緑色で囲われたところになります。

具体的には、この敷地の北側は区道の2項道路で、東側は私道の位置指定道路になっております。角地になります。

この敷地について平成29年から折衝していきまして、土地所有者に職員が自ら戸別訪問し、拡幅整備の説明をさせていただいています。途中、土地の所有者の相続が発生しまして、一時中断していましたが、土地の整理がつくのを待って、令和5年、昨年度に折衝を再開し、協議書を受領後、現況測量をしております。

本年度になりまして、所有者と現地立会いを行って、最終的な整備内容について確認しております。本年度中に拡幅工事の完成に向けて進めているところです。

次に、重点整備路線の5号線になります。阿佐谷北四丁目に指定しております。全体で60の敷地が路線に面しております。このうち、令和5年までに40敷地の整備が完了しております。まだ完了されていないところが20敷地残っております。

この路線につきましては、昨年度、建て替え等によって5件の拡幅整備がございました。それに伴って、拡幅の整備率が66.6%でして、この路線が一番高い路線になっております。その路線の中で、現在進めているのが丸で囲まれたところになります。

この敷地になります。この敷地についても、前回ご報告させていただきまして、それ以来ずっと交渉を続けているところです。現状は、東側に2項道路、北側には私道の2項道路に面している角地になります。割と北側の私道につきまして通り抜けの車が大変多いところで、角地の隅切りも含めて拡幅することができればいいかなと考えております。

令和6年度に現地立会いを所有者と施工者で行って、最終的な整備内容について確認させていただきました。これも今年度中に拡幅整備の工事に向けて調整中です。

次に、重点整備路線6になります。先ほどの重点整備路線5の1つ西側のところの道路になります。全体で27敷地が面しております。このうち令和5年度までに14の敷地の整備が完了しております。まだ拡幅されていない青色の敷地が20敷地として残っております。

その中で、緑色で囲ったところについては、現在所有者と協議中です。具体的には、昨年度になりますけれども、職員が現地を確認させていただきまして、所有者に直接営業を行っております。写真を見て分かるのですが、現在拡幅部分が砂利敷きになっていまして、なぜこういうことになったかといいますと、この建物は平成17年に協議で拡幅整備しますよということだったので、近隣の承諾が取れないということで、基本的に拡幅整備ができなくて自主整備としてこのような形で残っているところです。土地所有者と折衝させていただきまして、この砂利の部分解消するというので、今年度中、それも拡幅整備に向けて今協議しているところです。

最後になりますけれども、重点整備路線の7号線になります。阿佐谷南三丁目に指定されていまして、かなり広い範囲で指定されていまして、全体で104の敷地が面しています。このうち令和5年度までに41の敷地の整備が完了して

おります。まだ拡幅されていない青色の敷地が63敷地残っております。

この敷地につきましては、まだ拡幅されていない敷地が多いということで、本年度以降、計画的に職員による営業を行っていきたいと考えております。

具体的には、緑色で囲った部分の敷地の所有者と協議をしております。これも前回の協議会でもご報告させていただきましたけれども、黄色で示した敷地で、既存の塀のやり替えを検討されているということで、一緒に併せて拡幅整備にご協力いただけるということで協議を受けております。敷地としては、南側と東側とも区道道路2項道路に面しております、かなり鋭角な角地になっていますので、そのところの隅切りも整備できれば、交通のためには大変いいかなと思っています。それも引き続き整備に向けて調整を進めているところです。

重点整備路線に関しては、このような形になります。

次に、整備地区の取組ということでご説明させていただきます。

整備地区につきましては、地図に書いてある黄色い部分になります。今年度は、その中で赤で書いてあります堀ノ内二丁目と方南一丁目を取り組んでいきたいと考えております。

整備地区の今までの取り組みになりますけれども、この前の協議会でご説明させていただきました松ノ木、堀ノ内、成田東、梅里地区については、令和5年度に戸別訪問等をしており、完了しております。今年度は堀ノ内二丁目のところでまだ残っている部分がございますから、そこを戸別訪問させていただくということになります。あと方南地区に関しては、1,080の敷地を委託によって現況調査していこうと考えております。

まず堀ノ内ですけれども、令和5年度に堀ノ内地区への意向調査とか戸別調査をさせていただいたのですけれども、実施できなかったところがございまして、そこが主に堀ノ内二丁目の部分になります。残っている約150件について、A判定、B判定となっている敷地について、約150件ございますので、そこを職員で戸別訪問して、拡幅整備に結びつけていきたいと考えております。

令和5年度に、成田、梅里、堀ノ内地区の戸別訪問をさせていただいたのですけれども、それ以降の、進捗についてご説明させていただきます。

堀ノ内二丁目については、行ったところは黄色で示してあるのですけれども、二丁目については戸別訪問できていないということで、そこは今後戸別訪問させていただくことになっております。

その後の状況になりますけれども、堀ノ内、成田地区で訪問した図中の赤丸は、4件の協議を今行っているところです。1件ずつご説明させていただきます。

まず、成田東二丁目の1番についてですけれども、そこは昨年度戸別訪問を行って、拡幅整備に結びついた敷地になります。北側が区道の2項道路になっておりまして、A判定した敷地になります。

戸別訪問後のアンケートがありまして、整備したい旨の回答がありましたので、こちらから連絡して協議を行っております。

現状は、塀は後退済みです。後退部分に、以前に自主整備という形でされていまして、後退部分のタイル部分が後退の用地になりまして、その土間を撤去してL形を移設するという工事になります。これも今年度中に拡幅整備される予定になっております。

次に、先ほど赤丸2となっております堀ノ内三丁目の敷地になります。こちらでもA判定の敷地になります。アンケートについては回答がございませんでしたけれども、戸別訪問で対応させていただきました。上が整備前で、下が整備後ということで、ここについては昨年度中に協議を行いまして、拡幅整備が完了しております。

次に3です。堀ノ内三丁目になりまして、この敷地はB判定の敷地になります。戸別訪問で拡幅事業を土地所有者が知って、こちらに連絡いただきまして、協議を進めさせていただいています。特にアンケートの回答はなかったところです。

敷地の状況からしますと、南側が区道の2項道路、東側も区有通路、2項道路となっております。

写真では、後退前の写真になっていますが、先日、後退についての拡幅整備が完了されております。あとは、自分の敷地の中の外構工事が残っているところです。写真が間に合いませんでしたけれども、そういう形の状況になっています。

次が、同じ堀ノ内で、A判定された敷地になっております。状況は、東側が区道の2項道路になっております。砂利敷きの部分が拡幅整備の用地になっていまして、ずっと長年この状態になっていました。戸別訪問委託で所有者と郵送により対応をさせていただきました。アンケートの回答があり、拡幅したいということで土地の所有者から連絡があつて、協議を進めているところです。

今、先に外構工事をやるということで、その関係の工事をやっております、それが済んでから拡幅整備を区のほうでさせていただいて、完了していくような予定になっております。

次ですけれども、次は令和5年の戸別訪問はしていないところですが、D判定ということで、建物は建っていない、今は駐車場になっております。これは戸別訪問していないのですけれども、先ほど前でご説明をしたところ、その土地のご親戚の方がこの土地があるということで、ここも整備したいということで申出がありましたので、そこで整備に向けて協議させていただいているところです。

敷地については、西側が区道の2項道路で、北側は5.4メートルの告示建築線なっています。当該の敷地は告示建築線については拡幅済みになっております。

先ほどお話ししましたけれども、今建築物は建っておりません、駐車場だけになっております。今年になりましてから、土地の所有者と施工者で立会いをさせていただきまして、整備内容については確認させていただいて、今相手方の見積り待ちということになっております。これについても角地なので、道路の曲がりとか解消されると思いますので、そうなればいいと思います。今年度はこれも工事までできればいいかなと思っております。

次も整備地区内の南側のところ、神田川沿いの堀ノ内二丁目になります。これもD判定の敷地になっております。戸別訪問は対象外でしたけれども、区役所に直接土地利用者が来られまして、拡幅整備したいということでご相談がありました。現況は、南側が区道の2項道路になっています。

今年になりまして、現地で立会いを済ませまして、整備内容の確認をさせていただいています。これも今外構工事の見積り待ちということで、これから拡幅のために進めていきたいと考えております。

次に、令和5年度に松ノ木地区に関して、青色で示してあります路線で測量を令和4年度にしまして、令和5年度に戸別訪問させていただいたところです。そのうち、今実際のところ折衝しているところが、一番南の角地になります。青色のところは令和4年度に測量をしまして、令和5年度に戸別訪問させていただいたところになります。

南側、区道の5.4メートルの42条1項1号道路になっていて、東側が2項の道路になって、角地になっております。隅切りについては写真のとおり、一

段高くなっています、そこに標識がついているような形になって、車がそこには入れないような状況になっています。

戸別訪問後に、この敷地については区役所に直接土地の利用者から電話がございまして、整備したいということで、こちらに来られまして、協議を進めているところです。

L形側溝の拡幅と隅切りの整備になります。ここも角の敷地になりますから、交通にとって有意義な整備になると考えております。こちらについても今年度は工事を進めていって、完了させていきたいと考えております。

以上が令和5年度に取り組んで、こういう形で成果がありましたよということですが、今年度については、新たに方南一丁目地区で委託調査をやりたいと考えております。

この方南一丁目地区については現在、市街地整備課で防災まちづくり計画の策定のための作業を進めているところです。それに並行しまして、私どもの係で、今年9月頃の予定で、この中にある約1,080の敷地について、委託による現況調査を行っていききたいと思います。

先ほどABCの判定とかお話ししましたが、現地調査で、2項道路に面している敷地ごとにABCDの判定を行うということです。後のご説明になりますけれども、A判定は、後退用地に塀等がなく建て替えをせずに後退整備が可能な敷地。B判定は、塀等は突出していますが建物が後退用地にない状況で、塀を後退すれば後退整備がかなうものです。C判定は、建物そのものが後退用地に越境しており、建て替えを伴わなければ後退ができない。D判定は、既に後退整備をしているところとして、ABCDで判定をさせていただきます。

その調査をしまして、それに基づきまして精査して、基本的には来年度からAB判定の敷地については、次の段階である戸別訪問に結びつけていきたいと考えております。

全体的に整備地区に関しては、私どもで取り組んでいるほかに、建て替え等がありますから、整備率としては若干上がっていくということになります。

それと、私どもの係で整備地区以外の地区に関しても、いろいろと相談がありまして、その相談もかなりの数がございます。補助金的には整備地区に比べて少ないのですが、個別の相談もかなりの件数を受けております。

私どもの説明は以上になります。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

令和6年度は、重点道路と整備地区の2つについての取組をご報告いただきました。

確認ですけれども、方南地区はこの協議会では、こういうところで地元で密集地区のまちづくりをやっていて、そういうところで重点道路の可能性が地元からあるかもしれないので、そういうのが出てきたらこのテーブルに上げていくので、重点路線の追加、そういうことも含めて検討課題の地区ですよというので、以前紹介いただいた地区ですが、今日のご説明では重点路線をここからピックアップするというよりは、整備地区、ほかの面的に指定されている、そういうところと同じ扱いでやっていく。そのための現況調査を今年から始めると、そういう理解でよろしいですか。

ですから、確認したいのは、ここから重点路線を選ぶとか、そういう議論は基本的にはなくて、整備地区として取り組んでいきたいという地区だということ。

狭あい道路整備課長 おっしゃるとおりです。当初お話したのは、市街地整備課で地元の意向を確認する中で、もしかしたらそういう要望があるかもしれないというお話を聞いたので、前回3路線追加するときに、もしかしたらもう1路線追加の可能性があるかもしれませんというお話をさせていただいたのですけれども、特段地元でこの路線ということではなくて、面的に全部、狭あい道路についてはなるべく広げていただきたいというお話ですので、それに伴って、生活道路も6メートルの道路を事業化していくというのと一緒に、面的にやることで安全度を上げていきたいということがありますので、今回この地区の調査を行って、推進を図っていくという姿勢にしております。

なので、今のところ特段こちらから1路線重点整備路線の追加というような考えではございません。

会長

地区として取り組んでいきたいということですね。

狭あい道路整備推進係長 この前の協議会の後に、2つ方南地区のニュースが出まして、16号に関してはオープンハウスを開催しますというご案内で、17号に関してはオープンハウスを開催しましたということになっています。

17号で、開いていただくと分かるのですけれども、そのときの意見としては、狭あい道路の意見として、消防車が来られないのではないかとのご意見があったということです。

今、防災まちづくりの策定をしているところで、その中に狭あい道路の整備もしていきますよという形では、その中に盛り込まれる予定であります。以上になります。

会長 ありがとうございます。そういう地区が新規に始まりそうだということですね。

では、今のご説明について、ご質問とかご意見があれば、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。

まず、2つあるので、重点路線について7路線ありますが、これについてそれぞれ取り組んでいるというご報告だったと思うのですが、重点路線についてご意見あるいはご質問があればお願いしたいと思います。

委員 重点路線の6番で、見せていただいた写真で、この砂利敷きになっている人が今年度中にL形を下げるといことですが、この該当地の隣の人との境のところ、何か三角になっていますが、この該当地の人がL形を入れていただいた暁には、この三角になっているところも併せて整備されて、真っすぐになるということ、なので、この該当地の隣の人には特に負担はなく、ここは整備してもらえるといいのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 そのとおりです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 ちなみに道路として整備はされていないのですけれども、今この砂利敷きの部分というのは、道路区域として今あるということの理解でよろしいのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 その部分が2項道路の後退用地で、まだ道路区域には入っていません。

委員 分かりました。いや、何でこういうところが残るのだろうと思って。

会長 ちなみに、こういう道路整備するだけだったら、地権者さんの負担はゼロで。

狭あい道路整備課長 ここはあまり問題ないのですけれども、これ写真では分かりづらいのですけれども、反対側のお宅との間にも万年塀があるのです。それも隣と協議して、その塀を壊してくださいというお話をしたのですが、隣の方の承諾が得られずに、向こうの万年塀がちょっと残ってしまうという課題があるのですけれども、下がれるところはできるだけ下げましょうということで、今回やるようにしております。

会長 いかがでしょうか。

委員 さっきの写真の三角のところというのは、手前の敷地が区でお金を出して整備済みで、向こう側が整備されていないから三角を残してあると理解すればいいですか。向こう側の砂利のところを整備すると、それが真っすぐになるということですね。

狭あい道路整備課長 そのとおりです。

委員 それは、地権者の負担ではなくて、区の負担でやれてしまうということですね。ありがとうございます。

委員 写真を少しめくってってもらってよろしいでしょうか。どんな話があったのかという。

委員 これは、ここの土地で協議して、ここを隅を切ると、残りはどれぐらいの大きさになるのですか。大分小さいところでしたか。見に行ったところですよ。角のところ結構小さい敷地ですよ。

会長 小さい敷地です。

推進係主査 建物を建てるとかそういうわけではなく、今畑みたいになっているので、そのままそういう活用を続けていくようです。

委員 畑として。

狭あい道路整備推進係長 若干植わっていましたが、このままで、現状で、拡張だけしたいという形です。

委員 なかなかこれ以上活用の仕方がない。何もここでは建たない。

狭あい道路整備推進係長 角が今ごみ置き場になっているのですけれども、その辺もきれいにしたいという話もありまして、それも含めて整備していくということでした。

委員 併せて電柱の移動もされるのですか。

狭あい道路整備推進係長 そうです。

委員 この中にごみ置き場を作ってくださいるところまでは無理ですよ。何も建たないからというわけにはいかないですよ。本当は、ここが飛び出ていなければよりいいにはいいわけですが。

狭あい道路整備推進係長 そうです。

6はさっきのところですね。7は、ちょうど。

委員 小学校もあるし、視界が広がり安全性などの面からも非常にいいですね。ここが隅切りされると。

狭あい道路整備推進係長 角地ですから、学校も近いです。若干建物の庇が出てしまっている部分がありまして、実は、その辺の話を今、今後どうしようかなということをしていき

たいと思っています。

委員 庇が少し出ていても工事上支障はないのですか。

狭あい道路整備推進係長 工事上は問題ないとは思いますが。

委員 施工された後、車両がぶつかるとか。

狭あい道路整備課長 道路管理上、道路法をかけるのであれば、出っ張っていると、後々管理上の問題はあります。

委員 この7敷地というのは順調に行きそうな気配ですかね。全体としては。

狭あい道路整備推進係長 そうです。

推進係主査 1号路線について、こちらが結構、助成金を出すにしろ、別途でかかるような工事があるので、その金額で一応今いろいろお話ししているところです。ここが1号路線自体平成28年から指定しており、支障物件もあるところなので、できれば早く解決というか、拡幅工事にご協力していただきたいところだとは思っています。

会長 どうでしょうか。重点路線について。

消防署さんとか、警察のほうから何か、重点路線はどうせ整備するならこれをやってほしいとかご意見がもしあれば。この際ですから、頂ければ。

委員 特に意見はないのですけれども、杉並という土地柄、地価も高いですから、これだけわずか10センチ、20センチ下げるといっても、地権者にとっては大事な財産を切り崩していくみたいなのがあるかと思えますけれども、こうして見ていると皆さん協力的で、ある種ご理解いただいて下がっていくのだなというのが。

前回も会議でお話したと思うのですけれども、結構狭あいの道路工事協議の書類を交通規制のほうにも頂いて「今後工事こう入ってきますよ」という図面の中で「今度はここやるのだな」「今度はここ入るのだな」というのを見ながら、順調に区の皆さんもご苦労しながら進んでいくというのはふだんから実感しているところで、大変な作業であろうかと思えますけれども、こうして進捗を見ていると、本当に徐々にではあっても、件数も下降気味というお話は前段でありましたけれども、着実に進むということは、今後も引き続き、ぜひお願いできれば、消防の皆さんも、警察も、緊急車両で現場にというのは多分にありますので、ぜひこのまま進めていただければ。そんな気持ちです。

会長 ありがとうございます。

では、重点路線については、一応ご意見があったということで進めさせてい

ただいて、整備地区についてはどうでしょうか。

委員

先ほどまさに今写真で示していた松ノ木地区の隅切りのところなのですがけれども、これは整備して、角の、今木みたいなのが植わっている後ろの塀のラインまで下がるのが本来の線ということですかね。そうすると、今側溝が入っているところに両方穴が開いているみたいなどころがあると思うのですがけれども、こういうところはどうやって整備するのですか。ここは変わらず、表面だけをコンクリートを打って、段をなくしてということですか。

委員

そこは多分、隅切りに合わせて斜めに。

委員

斜めになる。ここもですか、配管も。

委員

配管も工事をする。

委員

そこも下も全部やり直すということなのですか。

ここが一段上がるか下がるかで全然違うということですよ。

委員

曲がれるか、曲がれないか。

委員

そうですよね。

委員

これ、事情としては、先ほどの1番のところもそうなのですがけれども、道路ではなく残ってしまう部分というのはどういう事情でこういう敷地ができるのでしょうか。傾向としては。

狭あい道路整備推進係長

自主整備ということで、多分協議になったと思います。

委員

私道ということですか。

狭あい道路整備推進係長

自主整備ということで、拡張承諾ではなくて、自主整備ということでやるとこういうことが結構あります。

会長

例えば今写真が出ていますけれども、これは右側の白いおうちが建て替えて、そのときに2項道路の後退は塀も含めてやられていると思うのだけれども。だから、そういう意味では塀は突出していないのではないかなと想像できますけれども、ただ、タイルを敷いてある土地に関しては、本当は2項道路として後退する、道路として整備するとなっていればこういうタイルはないと思うのですがけれども、これを多分オーナーさんは自分で整備するから整備しなくていいということで自主整備でと言いつつ、何もしていないというか、そのまま残っているということで、道路とはいえ段差が残っているという、そういう格好ですよ。

委員

そうすると、用地としては道路用地ということ。

会長

いや、土地は多分個人の所有。後退しないという土地は大体個人でお持ちだ

と思いますね。

委員 タイルのところまでは筆境なのですかね。ここまでの筆としては、

委員 そうですね。ここまでは私有地ですよ。

委員 私有地なのでしょう。1筆がここまでなのでしょうね。そういうつもりで、
タイルとして、私はここですと。本来はそこ下がらなければいけないのでとい
う話。

狭あい道路整備課長 なので、今回、工事でL形を下げる場合については、工事の了承もそうなの
ですけれども、道路としての使用することに対しても実印で、道路法をかけま
すよということで、はんこをもらっています。

会長 いわゆる道路区域へ編入するということですよ。

委員 今の制度だと、私道であっても、こうやって2項道路でセットバックした土
地に関しては、道路として申請されていくということですよ。

狭あい道路整備課長 区道の場合は区域変更して区が管理していきますけれども、私道の場合は、
管理区分は変わらないです。もともとが私有地のところ、建築基準法上の道路
としては下がりますけれども、管理は同じ、それぞれ土地所有者が管理する
ということですから。

委員 区に委託しない限りは、その所有者の管理ということになっていくわけ
ですね。

狭あい道路整備課長 道路全てを区に移管しない限りは、それぞれで管理いただくと。

委員 そういう事情があるので、こういうところが出てきてしまうと。

委員 建築審査会上がってくるような事件ですと、こういうセットバックした
ところは、道路状に整備して、しかも、所有者が変わった場合もそれを続けます
みたいな書面を必ず入れるようになっているのですかね。それは一般化してい
ないのですかね、こういう整備路線でも。

建築課長 建築審査会上がっていくのは、接道がない場合の許可なので、そこまで強
い条件を付して、それで許可をするという形になるのですけれども、42条2項
道路の場合は、通常の確認なので下がるときに自主整備にするとか整備承諾に
するかが選べるという形になっているということですね。

委員 選べる。

会長 だから、審査会上がってくる、いわゆる43条2項2号ただし書、基準法で
いう2項道路ではなくて、ただし書通路の拡幅整備は審査会の同意がないと許
可ができないので建て替えができないのですよね。だから、結構行政側が強く

言える。だから、整備をあなたするでしょうと。L形を移して道路状に整備するという約束するペーパーをつけて、出してくるから許可の前提としての審査会の同意が得られる可能性が高まるという事だと考えます。

2項道路の場合は、それは義務づけられていないですからね。建築基準法上は下がればいい。

狭あい道路整備課長 条例改正のときに、財産権の問題で、全て下がったところは100%道路にしますよというところが財産権でどうなのかという議論で、できなかったのです。

委員 できなかった。

委員 分筆しなくてもいいのですよね。

狭あい道路整備課長 建築基準法上は、下がれば。

委員 物理的に下がっていれば。

狭あい道路整備課長 物理的に下がれば、L形までは違反にはならないのですけれども、できるだけこの拡幅整備の趣旨に沿ってL形を後退して、通行の支障がないようにしていきたいということで、お願いしています。

最近、ほとんど建て替えの場合には、自主整備というのはいりません。ほぼほぼ区の整備で拡幅していますけれども、この事業を始めた当初の段階は自分だけが下がるみたいなことで、「周りには下がっていないのに何で自分が下がるの。嫌だよ」と。

今は逆に自分だけが出っ張ってきてしまっているのです。両側が下がって、自分だけが出ているところは、今度は自ら下がりたいと、意識が大分変わってきています。

委員 今までの蓄積があってこそですね。ありがとうございます。

委員 この出ているところは、下がって、L形を入れたら、その部分を分筆して、でも、道路にはならないので……。

狭あい道路整備課長 L形を下げるということは、道路として区が管理することになるので、道路法をかけますよと。私権の制限を受けますよということで、分筆してもしなくても、面積を図面ではっきりさせておけば、道路法をかけられますので、分筆するしないは土地をお持ちの方次第。分筆するとなると、結構費用がかかるので、そこまでする方はあまりいません。

委員 そうすると、税金上の、ここが道路になったら税金安くなるから、その分、自分の土地にかかる固定資産税が減るではないですか。どうせ使えないのだったら、税金の優遇を受けたほうが、長い目で見たらいい気がするのですけれど

も、そこまでは。

狭あい道路整備課長　そういうメリットがありますよということで、区が図面を作るので、減免を受けるための図面は区で作成しています。

会長　この敷地を道路状に整備すれば、所有権は自分のままなのだけれども、税の減免は受けられるということですね。

委員　どうせもう自分では使えないのだったら、税金を安くしたほうがいい気がするのです。

会長　地権者にはそういうメリットがありますね。
ただ、これが私道の場合は難しいですね。

狭あい道路整備課長　管理上は変わらないですけども、固定資産税については同じように。

会長　同じ扱いができますよね。

委員　私道でも案分して道路扱いの税制になるということですね。

委員　税金かからない、固定資産税はね。

委員　それは結構大きいですね。

委員　セットバックする趣旨から考えると、道路状にしなければいけないというようなものも本当はつけたいですね。こんな状態だったら、とても道路として使えないですね。

委員　電柱が手前に出ざるを得なくなってくるというのが大きいですね。

会長　だけれども、日本の、前から僕は言っているのだけれども、建築基準法というのと道路法というの関係がない法律で、それぞれが法律になっていて、建築基準法は本当はこういう後退部分の線まで整備する義務があることを法律の中に書いてあれば、建て替えるたびにL形が全部下がって道路状になっているはずなのだけれども、基準法では道路として整備しろとどこにも書いていない、法律上。だから、「これでもいいだろう」となって、道路法は道路法で、4メートルが最低幅員とかやれば、そういうこともできるのでしょうかね。そこがはっきりしていないですね。だから、管理の問題も含めて。両方の法律から抜け落ちた。そこを自治体が一生懸命どうやって埋めようかということをやっている感じですね。

整備地区についてはいかがでしょうか。

整備地区は、結構これからも上がってきそうな、意向は把握、相当されているので、これからも件数は上がってきそうなのですかね。どうなのでしょう。6年、7年、今後、2、3年の推移を想定されると。

狭あい道路整備課長 やるところはたくさんあって、進んでいくのですけれども、ただ、1件ごとに時間がかかるものですから、急激な伸びというのはちょっと、人間的に難しい。

委員 一般解ではなくて、個別の、一つ一つ全部違いますものね。

狭あい道路整備課長 そうなのです。一つ一つ交渉して、見積りを取って、やるやらないと立合っ
てということですから、建て替えに比べると事務量がかなり。

会長 さらに方南を増やそうという。それは大変ですよ。

委員 整備地区だと、1件当たりの敷地面積が狭いところが多いので、さらにセッ
トバックしようといっても、抵抗が大きいのではないのかという気がします。
だから、なかなか進まない可能性もあるかなという気がします。

会長 今のご意見は、密集市街地が多いから、なかなか狭小な敷地が多い地区とい
うことでしょうね。

でも、逆にそういうところで頑張れば、細い道路が多い地区だから、そうい
う市街地の問題の解決にはつながる可能性が高いですね。

では、整備地区についてよろしいでしょうか。いろいろご意見どうもあり
がとうございました。

では、今日の議事である令和6年度の取組について一応ご報告とご意見を頂
いたと思いますので、結構、事業量、出したいのだけれども、体制的にも大変
だというのは皆分かっていると思うので、引き続き頑張っていたきたいとい
うことでお願いしたいと思います。

では、その次の議事で、その他があれば。

狭あい道路整備課長 その他として、先ほどからお話ししております電子申請の取組について、簡
単にご報告だけさせていただきたいと思います。担当の佐藤よりご説明させて
いただきます。

事務局 狭あい道路整備課整備係の佐藤と申します。私からは、令和6年10月1日か
ら開始予定の、狭あい道路拡幅整備事前協議の電子申請についてご報告させて
いただきます。

初めに、電子申請サービスの背景についてご紹介いたします。

杉並区では、杉並区総合計画の施策展開を支える基盤の1つとして、デジタ
ル化推進基本方針を設け、その計画の1つとして、区民サービスの向上及び業
務効率改善について高い効果が期待できる電子申請が取り組まれています。

そこで、狭あい道路整備課では、狭あい道路拡幅整備事前協議受付の電子化

を実施することとしました。受付の全体的な流れとしましてはスライドのとおりとなっており、申請者が申請フォームに必要事項を入力し、申請。杉並区の職員が内容を確認し、申請内容を協議書の様式にPDFに出力します。その後、申請者へ協議番号等をメールにて連絡します。

次のスライドからより詳細な説明をさせていただきます。

申請手順の1つの例としましては、今後杉並区のホームページにて「狭あい道路」というワードで検索をかけてもらいます。検索結果に「狭あい道路拡幅整備事業」というページが出てきますので、そのページ内にURL、リンクを貼る予定なので、そこから申請フォームに移動してもらいます。

ホームページの公開については、10月1日を予定しております。

リンクから移動しますと、このような入力フォームが表示されます。一番初めに申請に当たっての注意事項を羅列していますので、そちらの内容を確認いただき、ページ下部へ移動してもらいます。

申請に係る質問が設定されていますので、申請者は該当する内容を選択していきます。質問の中には、公図や現況平面図などの資料を添付してもらうような設問もありますので、申請者は対応する資料を添付して、申請ボタンを押してもらいます。

杉並区としては、申請後にメールがリアルタイムで職員に通知されます。スライドの赤枠で囲った範囲が申請内容となっており、区の職員は回答のあった内容を登記事項証明書などの添付資料などと照合していきます。そこで、申請項目に誤りがあった場合は、申請フォーム内で相手方に修正を依頼し、軽微な修正内容であれば、我々区の職員のほうで職権で修正します。職権での修正事項は、相手方にも共有されるようになっています。

申請内容の確認後、問題がなければ、あらかじめ登録してある協議書の様式に出力されるようになっています。その後、申請時の登録アドレス宛に本件の協議番号の通知と、手続を進めるための書類の送付を依頼します。

電子サービス導入による効果としましては、画面に移っている4つが主な効果であり、遠方からでも申請が可能な申請手続の簡略化。これまで窓口での手書きから電子申請での入力式となった利便性の向上。区の職員の窓口での対応や書類のスキャン等を省略した業務の効率化。紙媒体から電子媒体へ変わったことによる書類の削減が挙げられます。

最後に、今後のスケジュールをご報告させていただきます。

画面の赤枠で囲ったところが10月1日、電子申請開始となっており、それまでの期間としましては、電子申請実施に伴う狭あい道路整備の条例施行規則の改正等、あと様式の作成については完了しています。また、入力フォームの構築も9割方できている状況で、申請者宛の周知方法については、8月から順次開始する予定です。

以上となります。ご清聴ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

デジタル化を進めるということですが、これは議事ではないのですが、もしご意見があれば。デジタルでやるのだったら、こうやってやったほうがいいのか含めて。

委員

申請までデジタルでできるようになるのですか。相談プラス申請ということで。事前相談も申込みができて、2項道路の申請自体も同じ手続の流れでできてしまう。そういうわけではない。

狭あい道路整備課長 協議の申請ができるということです。

会長

建て替えに伴う協議と、それから、重点路線とか整備地区がありましたけれども、そういうところでの協議という、タイプでいうと3つぐらいある。それ以外もありそうですけれども。

基本的には、これは建て替えに伴う拡張整備事業。

狭あい道路整備課長 そうですね。主に事業者側でやっていただくようなものなので、なかなか区民にというわけにはいかないの。個別に当たってというのは、全てこちらかやらないとなかなか進まないと思います。基本的には建て替えに伴う。

委員

ちらっと出ていましたけれども、当然これ例文をつけるのですよね。軽度なミスはこちらでやるけれどもと書いてあって、そうでなければ再申請と書いてありましたけれども、再申請は面倒くさいので、できるだけ再申請がないように例文をつけて、こういうふうに書いてくださいみたいなご指示まであるわけですね。

事務局

おっしゃるとおりです。

再申請が必要なくなるように、こちらから該当の箇所、例えば住所が間違っていますよとか、名前が間違っていますよというコメントをつけて、相手方に修正の依頼をかけられるようになっていきますので、そこで申請者さんは修正してもらって、送信。

委員

こういうふうに書いてくださいという例文もつけるのでしょうか。

事務局 できます。できるようになりました。

委員 それがないと、どう書いていかよく分からないのがあって。

委員 これ、事前協議の申請が電子化されるというだけで、実際はそれから先の協議は今までと同じに協議はされて進んでいくわけですね。電子化されるのは、最初の。

狭あい道路係長 申請のみになります。

委員 あまり深追いはないわけだ。

会長 実際には入り口ですよ。

委員 それでも、設計するほうとしては、こういうがあると助かります。

委員 あまり急ぎ過ぎるといいことないから。

委員 専ら業者がやることになるのだね。

委員 あと、設計者が確認の段階でやりますね。

委員 事前協議の申請は業者さんが多いですよ。

委員 そうだよ。だって建築主はこういうことをできないですよ。

会長 では、こういうことが10月から始まるということで確認しておきたいと思います。

それ以外に何か、その他でありますか。

狭あい道路整備課長 その他で、次に、委員の皆様任期についてですけれども、今年の8月でただいまの任期が切れます。次回は8月以降第5期になりますので、皆様のご都合を個別にまたお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

警察さん、消防さんについては、充て職となりますので引き続きお願いしたいと思っておりますけれども、ほかの委員についてはまた個別に連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

最後に、次回の協議会の日程でございますけれども、今年も全2回を予定しております。次回は11月以降ぐらいを考えておりますけれども、委員の皆様も続けていただけるのか、現時点では分かりませんので、日程については、今後、会長とご相談させていただいて、大まかな日程をお伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

会長 日程はまだ流動的ということで、時期的には大体11月以降ですかね。

では、一応時間が4時ということで、2時間ほどたちそうなのですが、何かこれだけはということがもしあれば、よろしいですかね。

ありがとうございました。では、これで令和6年度の第1回を閉じたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —